

リンクされた旅行給付の仲介者の責任と モジュール契約 (Bausteinverträge)

—ドイツ民法典 (BGB) 651w 条を素材として—

寺川 永

目次

- 一 はじめに
- 二 BGB651w 条
- 三 ドイツ法における捉え方
- 四 おわりに

一 はじめに

近時、情報通信に関する技術や機器の飛躍的な進化に伴って、物品の販売や役務の提供を目的とする様々な取引がインターネットを介して行われている。旅行サービスにおいても、旅行者は移動手段や宿泊など旅行に関する諸々のサービスを旅行会社等のウェブサイトですべて予約し、当該サービスを受ける場所に出向くことでこれを享受することができる。時間的な制約や場所的な制約がないことから、店舗における予約よりもインターネットによる予約の方が利便性に優れており¹⁾、旅行サービスに関するオンライン取引の増加をもたらす要因ともなっている。また、航空会社や大手宿泊事業者等のように、自社のサービスを旅行者に提供するための直営サイトをもたない中小の宿泊事業者の場合には、オンライン取引を専

1) 佐々木幸孝「旅行に関するウェブサイト事業者の法律関係」現代消費者法38号(2018年)38頁。

業とする旅行会社（Online Travel Agency；以下、「OTA」とする。）を通じて、自社の旅行に関するサービスについて情報提供することが可能となっている。したがって、旅行者は、宿泊事業者等の直営サイトで直接予約する以外にも、旅行者の自社サイトの他に、そのような国内外のOTAを利用して旅行サービスを予約できることが可能となっている²⁾。

ドイツでは、1979年に、ドイツ民法典（以下、「BGB」とする。）651a条以下に主催旅行契約（いわゆる「パック旅行契約」）に関する一連の規定が置かれた³⁾。その後、1990年にパック旅行指令（Council Directive 90/314/EEC；以下、「EC指令」とする。）⁴⁾が制定され、EC指令の国内法化を目的とした1994年の法改正⁵⁾や、ドイツ債務法現代化法⁶⁾の制定との関係で2001年の法改正⁷⁾が行われてきた。

上述のように、旅行サービスをインターネット上で予約する場面も増えている。旅行者が航空便や宿泊施設を一定の範囲の中から選択し、組み合わせることができるといった、1つのウェブサイトの手配や決済を完了する「ダイナミック・パッケージ」とは異なり⁸⁾、旅行者がウェブサイトのバナーやハイパー・リンク（以下、「リンク」とする。）を通じて複数の提供者と別個に契約を締結することがあ

-
- 2) 佐々木・前掲注1 40頁以下では、宿泊事業者らによる直営サイト、旅行者によるオンライン取引サイト、場貸しサイト、海外OTAなど、各ウェブサイト事業者をめぐる法律関係やその法適用について図とあわせて明瞭に整理されており、有益である。
 - 3) 1979年5月10日付の民法典改正法（旅行契約法）（Gesetzes zur Änderung des Bürgerlichen Gesetzbuchs (Reisevertragsgesetz) v. 10. 5. 1979, BT-Drs. 8/786.）。その成立過程については、高橋弘「西ドイツ旅行契約法の成立過程」広法5巻1号（1982年）55頁以下を参照した。右近健男編『注釈ドイツ契約法』（三省堂、1995年）447頁以下〔大内和直〕も参照した。
 - 4) Council Directive 90/314/EEC of 13 June 1990 on package travel, package holidays and package tours, OJ L 158, 23. 6. 1990, p.59-64. EC指令の邦訳として、高橋弘「旅行契約に関する資料（1）」広法15巻3号（1992年）107頁以下を参照した。
 - 5) 1994年改正法の邦訳として、高橋弘「ドイツにおける主催旅行契約法および主催旅行契約約款の改正」広法21巻1号（1997年）217頁以下がある。
 - 6) 2001年11月26日付の債務法現代化法（Gesetzes zur Modernisierung des Schuldrechts v. 26. 11. 2001, BGBl I S, 3138.）。
 - 7) 2001年改正法の邦訳として、高橋弘「ドイツにおける旅行規定第二改正法と旅行契約法の改正規定」広法26巻1号（2002年）183頁以下がある。
 - 8) 佐々木・前掲注1 41頁の他に、野村尚司「EUにおける旅行業法制の変化と関連市場への影響に関する考察」日本国際観光学会論文集23号（2016年）111頁を参照した。

る。例えば、ウェブサイトで航空券や宿泊施設など旅行サービスの手配を個別に行うケースや、広告目的でサイトに張られたバナーをクリックすることで、広告主のページに誘導するリンクをたどり、別の旅行商品を手配するケースがみられる。2015年に、新パック旅行指令 (Directive (EU) 2015/2302; 以下、「EU 指令」とする。) が制定され⁹⁾、その内容が各加盟国で国内法化されることになった¹⁰⁾。ここでは、上記のようなケースにみられる取引手法が、「Linked travel arrangement (リンクによる旅行の手配)」として (EU 指令 3 条 (5) および同19条) 旅行サービスにおける新たな消費者保護の対象とされることになった¹¹⁾。

ドイツでは、EU 指令の国内法化により、BGB651a 条以下に関する改正がなされ (2018年 7 月 1 日施行)、「Linked travel arrangement」については BGB651w 条に「リンクされた旅行給付の仲介 Vermittlung verbundener Reiseleistungen」として規定されることになった。この「リンクされた旅行給付の仲介」は、パック旅行にみられるような、旅行者が、複数の旅行サービスを手配する旅行主催者との間で 1 つの契約 (パック旅行契約) を締結するのではなく、仲介者 (Vermittler) の店舗やウェブサイトを通じて複数の旅行サービスの提供者との間で別個に契約を締結する点に特徴があり、少なくともその事象としてみれば、いわゆる「複合契約」¹²⁾ の一場面とみることもできるだろう。ドイツでは、EU 指令が制定された際に、このような複数の契約で構成される場面を「モジュール契約 Baustein-

9) Directive (EU) 2015/2302 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 on package travel and linked travel arrangements, amending Regulation (EC) No 2006/2004 and Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 90/314/EEC, OJ L 326, 11. 12. 2015, p.1-33.

10) EU 指令の改正内容およびその邦訳として、高橋弘「新 EU パック旅行指令第2015/2302の条文」広法39巻4号 (2016年) 66頁以下、同「新 EU パック旅行指令の考慮理由」広法39巻4号 (2016年) 49頁以下、同「新 EU パック旅行指令に関する閣僚理事会の理由草案」広法39巻4号 (2016年) 41頁以下および同「新 EU パック旅行指令第2015/2302号の附録」広法40巻2号 (2016年) 24頁以下を参照した。

11) 野村・前掲注 8 111頁。

12) 何が「複合契約」であるかについては諸説あり、これを一義的に捉えることは難しい。本稿では「同一当事者間または三当事者以上の当事者間で、一定の社会的または経済的目的の実現を目指して複数の契約が互いに関係して形成されるもの」とする。

verträge」と捉えて、その構造について理論的な分析を試みる見解もみられる¹³⁾。

わが国では、複合契約をめぐる議論（以下、「複合契約論」とする。）が展開されて久しい¹⁴⁾。近年では、契約当事者の多数性を手がかりとして一定の債権債務関係を捉えるアプローチが複合契約論の深化を大いにもたらした¹⁵⁾。もっとも、複合契約論の意義や機能も含めて¹⁶⁾、複合契約をめぐる法律関係について解明されるべき点はなお残されている。

本稿では、EU指令の国内法化を受けて新設されたBGB651w条に着目し、その内容について触れた後に¹⁷⁾、上述のモジュール契約をめぐる法理論を展開する見解を紹介しつつ、ドイツにおける複合契約をめぐる議論の現状を確認することにした。

13) Felix Mautzsch / Mark Andre Czarnecki, BausteinVerträge in der Dogmatik der Schuldverhältnisse, ZeuP 4/2016, S. 832 ff.

14) わが国の複合契約に関するこれまでの議論の展開については、岡本裕樹「複合契約取引論の現状と可能性」加賀山茂遷居記念『市民法の新たな挑戦』（信山社、2013年）523頁以下、都筑満雄「複合契約論のこれまでと今後」椿寿夫編『三角・多角取引と民法法理の深化』別冊NBL161号（2016年）68以下および潮見佳男『新契約各論Ⅰ』（信山社、2021年）26頁以下を参照した。

15) 椿寿夫＝中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』（日本評論社、2012年）、椿寿夫編著『三角・多角取引と民法法理の深化』別冊NBL161号（2015年）、日本私法学会2016年度大会シンポジウム「多角取引・三角取引と民法」（2016年10月9日開催）の報告原稿であるNBL1080号（2016年）に掲載された各論文、および中舎寛樹『多数当事者間契約の研究』（日本評論社、2019年）などがある。

16) 例えば、潮見・前掲注14 31頁によれば、複合契約論で展開されたアプローチの視点は、現前の事実から契約内容・債務内容の確定していくプロセスを構造化する上での法的思考面において有用であるとしつつも、「こうして確定される契約内容・債務内容を基礎として契約当事者間に生起するさらなる法律問題をとりあげていく際には、端的に（既に確定された）契約内容・債務内容を基点として法的思考を展開し、論理構成を試みればよいのではないか」とする。

17) 本稿において検討対象とするのはBGB651w条に限定している。ドイツにおけるEU指令の国内法化については、高橋弘「ドイツ旅行規定の第3改正法参事官草案（総論）の立法理由」広法40巻3号（2017年）121頁以下、同「旅行法規定の第3改正法政府草案におけるドイツ民法第651a条以下の改正案」広法40巻4号（2017年）35頁以下、同「旅行法規定の第3改正法政府草案におけるドイツ民法施行法改正案の附録」広法40巻4号（2017年）12頁以下、同「ドイツ旅行規定の第3改正法政府草案（総論）の立法理由」広法41巻1号（2017年）166頁以下、同「ドイツ旅行規定の第3改正法政府草案（各論）の立法理由（1）」広法41巻1号（2017年）135頁以下、同「ドイツ旅行規定の第3改正法政府草案（各論）の立法理由（2）」広法41巻1号（2017年）113頁以下、同「ドイツ旅行規定の第3改正法政府草案（各論）の立法理由（3）」広法41巻1号（2017年）88頁以下および同「ドイツ旅行規定の第3改正法政府草案に対する」

二 BGB651w 条

1 概要

2017年7月17日付の第三次旅行法規定改正法¹⁸⁾は、パック旅行とは別の「リンクされた旅行給付の仲介」としてBGB651w条に新たな制度を導入した(同法1条4号参照)。BGB651w条によれば、リンクされた旅行給付の仲介者となるための要件は、①旅行者が自ら仲介者の販売所を訪ね、または販売所に連絡する際に、仲介者が仲介する少なくとも2種類の旅行給付を旅行者が別個に選択し、かつ別個に支払義務を負う(同条1項1文1号参照)か、または、②ある旅行給付に関する契約(契約 a)を旅行者との間で締結した仲介者が、目的にあわせた方法で(in gezielter Weise)別の旅行給付を旅行者に仲介し、契約 a の締結を確認してから24時間以内に別の契約(契約 β)が締結される(同条1項1文2号参照)ことである¹⁹⁾。リンクされた旅行給付は、それぞれの旅行給付の提供者との間で別個の契約を締結することになる²⁰⁾。したがって、最初の時点で、少なくとも2つの旅行給付が1つの事業者との間で全体として1つの契約が締結されるのであれば、それはパック旅行に当たることになる(BGB651a条2項)²¹⁾。これに対して、リンクされた旅行給付を仲介する者、すなわち仲介者が、BGB651a条に定める旅行主

↘参議院の態度決定及びこれに対する連邦政府の反論」広法41巻1号(2017年)66頁以下が、その全体像を知る上でも有益な資料である。その他に、BGB651i条における補償の額の適切性を判断するための基準等を検討するものとして、森嶋秀紀「パック旅行契約における取消料の算定要素—ドイツ民法典(BGB)651i条を中心に」加藤雅信古稀記念『21世紀民事法学の挑戦下巻』(信山社、2018年)223頁以下がある。

18) Drittes Gesetz zur Änderung reiserechtlicher Vorschriften vom 17. 7. 2017, BGBl. 2017 I 2394.

19) Klaus Tonner, in: Münchener Kommentar zum BGB, 8. Auflage, C. H. Beck, 2020 (以下では、MüKoBGB/Tonner, 8. Aufl. 2020とする。), BGB § 651w, Rn. 1. この他にも Ansgar Staudinger, in: Ernst Führich / Ansgar Staudinger, Reiserecht, 8. Auflage, C. H. Beck, 2019 (以下では、Staudinger, Reiserecht, 8. Aufl., 2019とする。), § 27, Rn. 1. を参照した。

20) MüKoBGB/Tonner, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 5.

21) Hartwig Sprau, in: Palandt BGB, 80. Auflage, C. H. Beck, 2021 (以下では、Palandt/Sprau, 80. Aufl. 2021とする。), § 651w, Rn. 3.

催者（Reiseveranstalter）としての責任を負うことはない。リンクされた旅行給付の仲介者は特別な情報提供義務と支払不能防止義務（Insolvenzabsicherungspflicht）を負うにすぎない（BGB651w 条 2 項。後述）。BGB651w 条は旅行者の段階的な保護を目的としており²²⁾、パック旅行（契約）に関する BGB651a 条に定める各要件に当たらず、かつこれと旅行給付の仲介との異同に関する BGB651b 条に定める要件にも該当しない場合にのみ、BGB651w 条が適用されることになる。

2 要件

(1) 「リンクされた旅行給付」

リンクされた旅行給付は、運送や宿泊など BGB651a 条 3 項各号に定める給付をいう。もっとも、例えば、仲介者が旅行者に対してパック旅行に加えて目的地での小旅行を仲介する場合には、パック旅行とそのような追加給付が組み合わせられたものは BGB651w 条の適用範囲とならない。同様に、旅行主催者もパック旅行に加えて別の給付を仲介することができるが、リンクされた旅行給付は成立しないと解されている²³⁾。

仲介者となる事業者は店舗型の旅行代理店でもオンライン旅行ポータルサイトの運営者でもよい。リンクされた旅行給付の仲介者は、旅行者に対して特定の情報、特にこれがパック旅行ではなく、パック旅行について認められる権利も与えられていないことについて旅行者に説明する義務を負う（BGB651w 条 2 項）。このとき、定型の書式（後述。以下、「定型書式」とする。）が用いられなければならない。旅行者が仲介者に支払う代金は、仲介者の支払不能に対して保証されなければならないが、これは、給付提供者の支払不能を保証するものではない（同条 3 項）。なお、リンクされた旅行給付の仲介者が、運送給付を自ら提供する義務を

22) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 8. *Tonner* によれば、その根拠として EU 指令の前文 9 および同 12 を挙げる。

23) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 9.

負う場合、復路の運送についても保証しなければならない²⁴⁾。リンクされた旅行給付の仲介者が、これらの規定に違反した場合には、BGB651i 条など、旅行内容に契約不適合が生じた場合の諸々の規定が適用される (同条 4 項参照)。リンクされた旅行給付の仲介者と給付提供者には一定の情報提供義務が課される (同条 5 項)²⁵⁾。この規定をめぐって EU 指令の国内法化の過程で大きく議論されたのは、店舗型販売にとっては困難な支払不能防止義務を課されることが懸念されていたからである。ドイツでは、支払が別個になされることのみを考慮に入れるのではなく、支払義務が別々であっても要件を充足するとしながらも、他の事業者との単なる接触 (In-Kontakt-Bringen) は「目的にあわせた方法で」(後述) 行われる仲介から除外することによって、そのような懸念に配慮するようにした²⁶⁾。

以上をまとめると、以下のようになる。① BGB651a 条に定める要件が充足されるときには、仲介者が旅行主催者になることがある。② 仲介者が、自らが仲介者である旨の条項を用いることもあるが、それにもかかわらず仲介者が旅行主催者に当たるのは、仲介者が同一の旅行を目的として異なる旅行給付を 1 つの手続 (Vorgang) の中で予約する場合である (BGB651b 条)。③ 仲介者が同一の旅行を目的として異なる旅行給付を別々に予約するときは、仲介者であることに変わりはないが、旅行者が仲介者との 1 回の接触 (Kontakt) において旅行給付を選択した場合には、仲介者はリンクされた旅行給付に関する規定に従わなければならない。④ 複数の旅行給付の予約が、複数回の接触の際に、かつ別々に行われた場合、仲介者には BGB651w 条を含む BGB651a 条から同 651y 条までの規定が適用されない。⑤ 仲介者に関する特別の規定 (BGB651v 条) は、バック旅行の手配が行われた場合にのみ適用される²⁷⁾。

24) MüKoBGB/Tonner, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 2.

25) MüKoBGB/Tonner, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 3.

26) MüKoBGB/Tonner, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 4.

27) MüKoBGB/Tonner, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 16.

(2) 「目的にあわせた方法で」

最初の契約（契約 α ）とは異なる次の契約（契約 β ）の仲介は「目的にあわせた方法で」行われなければならない。旅行者は、自らが計画する旅行を、契約 β の相手方である事業者による旅行給付によって完成させるという意図をもって契約 β の仲介を受ける²⁸⁾。ドイツの立法担当者（以下、「立法者」とする。）は、EU 指令の表現（「in a targeted manner」）をそのまま採用し、これを具体的な表現に置き換えることはしなかった²⁹⁾。もっとも、EU 指令前文12および同13には、より具体的にその内容が説明されている。

まず、いつの時点をもって目的にあわせた方法での仲介が認められないのか。この点については、EU 指令前文12によれば、「旅行者に対し、その他の旅行給付についてごく一般的に情報が提供されるにすぎない」電子的リンクにおいて、例えば、イベントの主催者が、自らのウェブサイトでイベントの予約と関係なくイベント会場への運送を提供するすべての事業者のリストを掲載する場合や、クッキーやメタデータがウェブサイトに広告掲載目的で利用される場合」には、目的にあわせた方法での仲介は認められない。そして、EU 指令前文13では、いつの時点をもって目的にあわせた方法での仲介が認められるかについて説明されている。すなわち、目的にあわせた方法での「仲介は、商用目的のリンクに基づいていることが多く、追加の旅行給付の購入を手配する事業者と他の事業者との間の対価を発生させるものであり、そのために用いられる清算方法とは関係なく行われ、例えばクリック数や売上高に基づく清算方法もあり得る」という。例えば、旅行者が、航空機や鉄道のような最初の旅行給付の予約を確認する際に、他の給付提供者または仲介者の予約ポータルへの電子的リンクとともに、目的地でのホテル宿泊のような追加の旅行給付を予約することへの勧誘を受ける場合に適用されると考えられている。

事業者が旅行者を単にその他の事業者と接触させるにすぎない場合には、「目的

28) Palandt/*Sprau*, 80. Aufl. 2021, § 651w, Rn. 6.

29) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 17.

にあわせた方法で」という要件は充足されない。「目的にあわせた方法での仲介」に当たるためには、広告スペースを設けることや、追加の旅行給付に関する情報を一般的な方法で旅行者に提供することを、その他の事業者以上に必要とする。旅行者が、バナーやリンク、その他の手段を通じて他の事業者のトップページにたどり着き、仲介者の補足なしにウェブサイトを表示させただけでは、目的にあわせた方法での仲介とするには不十分であると解されている³⁰⁾。また、学説では、提供される給付が、旅行者のこれまでの選択にあわせて組まれていることが指摘されている。その具体例として、フライト予約の後に、目的地にあるホテルのウェブサイトへのリンクを張ることがある。これに対して、目的地で購入することができる旅行給付について抽象的に示されていたり、仲介者が、予約の後、ニュースレターで旅行給付を宣伝したりすることでは、目的にあわせた方法での仲介とするには十分ではないとされている³¹⁾。

BGB651w条1項2文は、第3次旅行法改正法の参事官草案³²⁾には含まれていなかった。BGB651w条1項2文はEU指令前文12と関連しており、この前文に照らして解釈されなければならない³³⁾。

もっとも、EU指令前文12および前文13に立ち戻っても、必ずしもすべての問題が解決されるわけではない。いずれの前文においても、リンクされた旅行給付になる商用目的のリンクがいつ認められるのか、そして、あるリンクがいつ単なる情報源になるのかについての明確な線引きがなされていないからである。リンクが、次の旅行給付を直接に予約することができるウェブサイトにつながっているかどうかは重要である。また、リンク先のサイトに、それ自体としては旅行給付の予約ができるバナー広告が単に表示されている場合には、「目的にあわせた方法で」に該当しないとされている³⁴⁾。

30) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 20.

31) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 21.

32) RegE, BT-Drs. 18/10822, 95.

33) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 22.

34) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 24.

(3) 24時間以内の契約締結

オンライン販売でも店舗型の販売でも、リンクされた旅行給付の法的効果は、最初の契約から24時間以内に次の契約が締結されるときにのみ生じる（BGB651w条2項2号）。旅行者は、オンライン販売においてがリンクをたどるときに、たいていの場合、すぐに最初の給付から次の給付を予約し、または、双方の給付の予約を見合わせたり、後に延期したりする。また、旅行者が最初の給付の予約をした後に店舗型の旅行代理店を離れ、24時間以上経った後に、次の給付を予約するために改めてその旅行代理店に戻ってくることはない。旅行者からすれば双方の給付は関連しており、旅行者が、一方の給付を予約しないで他方の給付を予約したいとは考えない。したがって、「24時間以内」というルールは、リンクされた旅行給付の適用範囲を制限するためのものとして機能する³⁵⁾。

BGB651w条1項3文および4文によれば、組合せによって生まれる全体の価値に鑑みれば重要な割合を占めていないとする規定（BGB651a条4項1文1号）は、リンクされた旅行給付にも適用される。BGB651a条4項2文に定める「25%未満」というルールもリンクされた旅行給付に適用される。リンクを通じて、または店舗型の販売において、その価値が全体の価値の25%を下回る追加給付が販売されるときは、リンクされた旅行給付に関する規定は適用されない。宿泊を含まない24時間未満の旅行給付は、BGB651a条2項5号と関連する同条1項4号により、リンクされた旅行給付の要素とはならない。したがって、例えば、目的地での小旅行のように、追加給付の大部分が本条の適用対象から外れる。それでも、追加給付が実際にリンクされた旅行給付に当たらないかどうかについては、そのつど個々のケースにおいて、商品を販売する側が考えなければならない³⁶⁾。

(4) クリック・スルー予約

オンライン上の提供者（Online-Anbieter）は、顧客が特定の商品を決めてか

35) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 27.

36) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 28.

ら、拘束力のある予約をするまでの間に、追加給付への様々なリンクを設けている。顧客がスクロールしなければならない「予約経路」は、顧客が契約の申し出をすればするほど長くなる。通例であれば、提供者は、そのようなリンクを用いて追加による収入を得たいと考える。なぜなら、リンクは、リンク先の事業者との合意に基づいており、この合意に基づいて、リンク先の事業者は提供者に対して手数料を支払うことになるからである³⁷⁾。

他の給付の提供者へのリンクを設け、その提供者の給付に関しては仲介者のままであることを望む提供者は、BGB651c 条に定める主催者に当たらないように、その予約プロセスを設計しなければならない。もっとも、例えば、BGB651c 条に定める顧客データを転送しない、または、完全には転送しないことで同条に基づく旅行主催者になることを回避する者が、なおもリンクされた旅行給付の提供者になることはあり得る。このとき、その者がなおも仲介者であるためにはBGB651w 条の要件を充足しなければならない。すなわち、特別な情報提供義務を果たし、顧客から代金を取り立てる場合には支払不能防止措置を講じなければならない³⁸⁾。オンライン販売でのクリック・スルー予約 (Click-Through-Buchungen) がリンクされた旅行給付になるための要件は、BGB651w 条 1 項 2 号に示されており、オンライン旅行代理店だけでなく個々の旅行給付の提供者も、リンクされた旅行給付の仲介者になることができる³⁹⁾。

3 効果

(1) 情報提供義務

リンクされた旅行給付の仲介者は、特別な情報提供義務を負うことになるが、定型書式を提供すること (Zurverfügungstellung eines Formblattes) でその義務を果たしたことになる。BGB651w 条 2 項は、その書式内容の詳細を定めるドイ

37) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 29.

38) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 30.

39) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 31.

ツ民法施行法（以下、「EGBGB」とする。）251条を参照している。EU指令は4種類の定型書式を定めており、これらを立法者が添付資料14から同17までとしてEGBGBに定めている⁴⁰⁾。定型書式には、特に、旅行者がパック旅行を予約しているわけではなく、仲介者に対してパック旅行にかかる請求権を有していないことが記載されている⁴¹⁾。

EGBGB251条に定める情報提供義務は、契約締結前の情報提供義務である。この点をEGBGB251条§1が明らかに示している。そのため、相談を始める時点ではなく、予約手続の開始前に定型書式が提供されなければならない。定義によれば、リンクされた旅行給付にはパック旅行が含まれないので、特にEGBGB250条に定める情報提供義務は考慮されない。リンクされた旅行給付の対象となり得る旅行給付（運送、宿泊）については、特別な情報提供義務は認められない⁴²⁾。

EGBGB251条2項によれば、リンクされた旅行給付の仲介者は、EGBGBに挙げる4つの定型書式のうちの1つを用いなければならない。4つの定型書式には、旅行者がパック旅行にかかる請求権を有しておらず、仲介者が、当該給付に対して責任を負わないことが記載されている他に、仲介者への支払に対する保護についての記載があるが、給付提供者が支払不能となった場合には保護されない旨の説明も含まれている⁴³⁾。

書式14および書式15は、仲介者自身が運送を行う場合に適用される。このとき、仲介契約が仲介者の販売所との1回の接触で締結されるのか（BGB651w条1項1文1号。この場合の定型書式は、EGBGB添付資料14に定める書式が用いられる。）、最初の契約から24時間以内に次の契約が、目的にあわせた方法で締結されたのか（同条1項1文2号。この場合の定型書式はEGBGB添付資料15に定める書式が用いられる。）が区別されなければならない。添付資料14に定める書式に

40) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 32.

41) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 33.

42) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 34.

43) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 35.

は、「旅行給付の選択及び支払に続いて、お客様の旅行のために追加の旅行給付を予約するときは……」と記載されており、同15に定める書式には、「お客様の予約を確認してから24時間以内に、このリンク又はこれらのリンクを通じてお客様の旅行のために追加の旅行給付を予約するときは……」と記載されている⁴⁴⁾。

仲介者が、復路の運送義務を負わない運送人である場合には、EGBGB 添付資料16または同17に定める定型書式が用いられる。立法者は、誤解を避けるために、これらの定型書式にアスタリスクによる注を加えている。これによれば、支払不能防止に関する規定が適用されないのは、仲介者が、旅行給付に対する代金を旅行者から受領しない場合、または、旅行給付が提供される後になってはじめて代金を受領する場合である。さらに、仲介者の取立権限 (Inkassovollmacht) に基づいて支払が支払不能防止信託口座に入金される場合にも当該規定が適用されないとしている⁴⁵⁾。

(2) 支払不能防止義務

リンクされた旅行給付の仲介者は、BGB651w 条3項によれば、支払不能防止義務を負う。EU 指令19条を国内法化するこの規定は、仲介者の支払不能による影響から旅行者を保護するものであるが、給付提供者の支払不能による影響から保護するものではない。したがって、仲介者は、給付提供者に、旅行者との間で直接代金を取り立てることに合意させることで、支払不能防止義務を回避することができる。顧客の支払が仲介者を経由しない場合には、支払不能を防止する必要はない。ただし、仲介者が自ら給付を提供し、その他の、リンクされた旅行給付を仲介するのであれば、仲介者は、自身が提供する給付に対して受領する代金を、自己の支払不能に備えて防止措置を講じなければならない⁴⁶⁾。

もっとも、旅行者の支払が仲介者を経由する場合であっても、いかなる場合に

44) MüKoBGB/Tonner, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 36.

45) MüKoBGB/Tonner, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 37.

46) MüKoBGB/Tonner, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 39.

においても支払不能防止義務がある仲介者による代金の受領があるわけではない⁴⁷⁾。給付提供者と仲介者との間で代金の受領が明示的に合意されていない場合や表見代理が認められない場合にのみ、仲介者による支払不能防止の必要性が認められる。旅行者に対して強調した形で仲介者による代金の受領が排除される場合にのみ、そうした必要性が考慮されない (BGB651v 条 2 項 3 文)⁴⁸⁾。

仲介者自身が旅行給付の提供義務を負う場合には、旅行者による仲介者に対する支払が保護され、旅行給付がなされない場合に、リンクされた旅行給付を提供する他の事業者の報酬債権が保護される (BGB651w 条 3 項 1 文)。さらに、給付提供者が仲介者の支払能力がないために仲介者から支払を受けなかった後に、旅行者が代金の満足を受けなかった他の事業者からの求めに応じて二度の支払をする場合にも保護される (BGB651w 条 3 項 1 文 2 号)⁴⁹⁾。

さらに、仲介者が運送義務を負う場合には、仲介者は、約定の復路の運送と復路の時点までの宿泊を保証しなければならない (BGB651w 条 3 項 2 文)。しかし、支払不能の場合において、復路が仲介者によって手配されなければならないのか、それとも、旅行者が、復路を自ら手配しなければならない場合に、仲介者に対して代金請求権のみを有するのかどうかについて、条文からは明らかでない⁵⁰⁾。

リンクされた旅行給付の仲介者が情報提供義務 (EGBGB251 条と関連する BGB651w 条 2 項) または支払不能防止義務 (同条 3 項) を果たさない場合には、仲介者は、部分的には旅行主催者と同様に扱われる (同条 4 項)。この点は、仲介者が適切な定型書式を提供しない場合も同様である。BGB312 条 7 項が適用され、これによれば、一般的な、EGBGB246 条に定める情報提供義務は適用されないが、電子商取引において認められる義務 (BGB312i 条、同 312j 条) および営業所外取引における撤回は適用される⁵¹⁾。

47) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 40.

48) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 41.

49) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 45.

50) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 46.

51) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 47.

さらに、情報提供義務および支払不能防止義務が履行されない場合における制裁として、旅行者にはBGB651e条による契約譲渡に関する権利、BGB651h条による撤回権およびBGB651i条以下による契約不適合に関する権利が認められる。仲介者は、給付が契約不適合であることの通知を受け取る権限があるとみなされ、その通知を旅行者に転送する義務を負う (BGB651v条4項。ただし、この規定は、通常はパック旅行の場合にのみ適用される。)⁵²⁾。

(3) 報告義務

仲介者は、リンクされた旅行給付が、他の事業者との契約締結の結果として生じたものであるのに加えて、仲介者がその結果から生じる義務を負っているかどうかを知ることができない。したがって、BGB651w条5項は、他の事業者に対し、仲介者に対し、契約締結に関する事情について報告する義務を負う⁵³⁾。

(4) 立証責任

旅行者は、リンクされた旅行給付の仲介者に対して、その仲介者が、リンクされた旅行給付が認められるか否かに関係なく、BGB651w条に基づく義務に違反していた場合には、同条4項に基づいて諸々の権利を主張することができる。したがって、旅行者は、自らが予約した個別給付が、リンクされた旅行給付の要件を充足し、かつ、仲介者が義務違反をしていた、例えば、適切な定型書式を提供しなかったことを証明しなければならない⁵⁴⁾。

4 小括

以上、BGB651w条の成立経緯、要件および効果についてみてきた。同条の適用はあくまでBGB651a条の適用対象外となる場合において仲介者の責任を定めた

52) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 48.

53) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 49.

54) MüKoBGB/*Tonner*, 8. Aufl. 2020, BGB § 651w, Rn. 50.

ものにすぎないため、仲介者に課される責任は、BGB651a条以下に定める旅行主催者の責任よりもはるかに軽いものとなっている。しかし、旅行者の保護が取引形態によってまったく異なる状況に置かれるより、幾分の法的安定性をもたらしているといえる。

以下では、Maultzsch / Czarneckiが展開するモジュール契約の法理論についてみていくことにするが、まずは、BGB651w条に定める「リンクされた旅行給付の仲介」に対して、債務関係の相対性を破る法理論として、従来からドイツでは契約ネットワークに関する議論があり、この点について触れた後に、モジュール契約の法理論に立ち入ることにしたい。

三 ドイツ法における捉え方

1 契約ネットワーク（ネット契約）論

契約ネットワーク（Vertragsnetz）⁵⁵⁾という考え方は、1980年代半ばにドイツで始まり、特にMöschelによってキャッシュレス決済取引における法律関係のモデルとして提唱された⁵⁶⁾。Möschelは、複雑な契約網（Vertragsgeflechte）を相対的な契約関係で捉えることに対しては基本的に批判することはしなかったものの、当事者の契約上の権利義務は、契約網全体の目的（Gesamtzweck）を考慮することなく具体化すべきではないと主張していた⁵⁷⁾。そして、Möschelのアプローチは

55) わが国におけるネット契約に関する研究として、藤原正則「ネット契約としてのフランチャイズ契約？（一）」北法60巻6号（2010年）1頁以下、同「ネット契約としてのフランチャイズ契約？（二・完）」北法61巻1号（2010年）1頁以下、同「ネットワーク取引」椿寿夫編著『三角・多角取引と民法理論の深化』別冊NBL161号（2016年）130頁以下、同「サブディーラーの販売網を組織したディーラーのユーザーに対する留保所有権に基づく自動車の返還請求と権利濫用」名法270号（2017年）23頁以下。また、グンター・トイブナー（訳）藤原正則『契約結合としてのネットワーク』（信山社、2016年）を参照した。

56) Wernhard Möschel, Dogmatische Strukturen des bargeldlosen Zahlungsverkehrs, AcP 186 (1986), 187 (211 ff.).

57) Möschel, a.a.O., 187 (211).

Teubner⁵⁸⁾ と Rohe⁵⁹⁾ によって契約網全般に拡張され、経済的に互いに関連しあう複数の契約におけるリスク配分にもほぼ拡大されることになった⁶⁰⁾。Teubner によれば、この種の関係において、個々の契約関係の形式的な分離に固執せずに契約網を契約と組織の混合物と捉え、このような結合自体が、個々の契約当事者とは別に生じ、当該契約当事者が機関 (Organ) として機能する帰属単位 (Zurechnungseinheit) として分類することが私法の社会的課題であるという⁶¹⁾。例えば、消費者や従業員にとって有利となるような、特別な保護要請を背景として、契約ネットワークは、個々の債務関係の古典的な形象と並んで生じ、かつ、さらに独自の準則に従う独立した範疇を形成するという⁶²⁾。これに対して、Rohe は、契約ネットワークを独立した帰属単位として認めることはできないとしながらも、すべての当事者間において、それぞれの相対的な合意を超える特別な関係を「ネット契約」という形で想定することを提唱した。これによれば、まず、損害を惹きさせた者と直接損害を受けた者との間の直接的な調整が行われることになり、結果として、複数の契約段階を経た非効率的な清算を不要とし、逆に、個々の特別な関係における相対的な義務を有効な (sinnvoll) 責任領域に限定し、第三者の障害による過度に責任を転嫁し、負担をかけないようにすることも念頭に置かれていた⁶³⁾。

このような Teubner と Rohe によるアプローチについて、Maultzsch / Czarnecki は債務関係の相対性の原則を根本的に問い直すものであると捉えている。契

58) *Gunther Teubner*, Die vielköpfige Hydra: Netzwerke als kollektive Akteure höherer Ordnung, in: Wolfgang Krohn/Günter Küppers, *Emergenz: Die Entstehung von Ordnung, Organisation und Bedeutung*, 1992, 189; ders., Den Schleier des Vertrags zerreißen?: Zur rechtlichen Verantwortung ökonomisch »effizienter« Vertragsnetzwerke, *KritV* 1993, S. 367 ff., *ders.*, Netzwerk als Vertragsverbund, *Nomos*, 2004. (本書の訳書として、トイブナー・前掲注55『契約結合としてのネットワーク』がある。)

59) *Mathias Rohe*, *Netzverträge*, Mohr Siebeck, 1998.

60) *Maultzsch / Czarnecki*, aa.O., S. 839. そこで念頭に置かれていたのは、キャッシュレス決済取引以外にプラント建設、フランチャイズ契約およびジャスト・イン・タイム契約であるという (S. 839)。

61) *Teubner*, *KritV* 1993, S. 381 f.

62) *Teubner*, *KritV* 1993, S. 385 f.

63) *Rohe*, aa.O., S. 85 ff.

約ネットワークにおける様々な当事者相互の権利義務は、相対性を中心的な基本カテゴリーと考え、相対性を突破する場面を点描的に、かつ個別に根拠づけることができる例外と考えるような、形式的な区別に基づいて得られるのではなく、契約網を総合的に捉えることで柔軟に導かれるとする。さらに、Maultzsch / Czarneckiによれば、このような考え方をモジュール契約という現象に転用するのであれば、個々の給付提供者との単なる個別の契約モジュールの仲介では顧客にとって構造的な不利益をもたらすのは明白であるとして、1人の契約当事者（顧客）が、複数の契約当事者（給付提供者）との間で、包括的な目的の達成に寄与する個別契約を締結するというような関係において、相対性の原則からの根本的な離反が適切であるかどうかといった問題が重要である。特に給付障害の場合には、顧客は、あらゆる給付提供者に対して（場合によっては仲介者に対しても）、一般的には、1人の契約当事者との間の一つの給付パッケージに合意した場合に顧客にあてはまる法的地位を認めることができるとする⁶⁴⁾。

もっとも、Maultzsch / Czarneckiは、BGB358条以下に定める結合契約および関連契約の規律に現れているように⁶⁵⁾、個々のケースでは相対性の原則の打破を求めるような賞賛に値するほどの需要がみられるにもかかわらず、独立した契約ネットワーク論による総合的アプローチ（der umfassende Ansatz）を採用していない。その理由として、独自の規範的な準則に従う契約ネットワークを、一般的な規律に服する従来の古典的な相対的な債務契約と区別することには、著しい法的不確実性を伴うことになり、さらに、選択された個々の契約関係を基本的に破壊することは、当事者による私的自治に基づく契約形成の自由と調和しないという。また、経済的に関連し合う複合体であっても、法的な見地から別個の契約関係を意図的に分離することによって生じる負担軽減機能およびリスク配分機能に影響するともいう。そして、契約ネットワークの一般的な考え方は、債務関係の

64) Maultzsch / Czarnecki, a.a.O., S. 840.

65) ドイツにおける結合契約・関連契約については、拙稿「ドイツにおける複合契約の新たな展開」関西大学法学研究所研究叢書56冊『欧州私法の新たな潮流Ⅱ』（2018年）91頁以下。

相対性の単なる限界を示すものではなく、いわば伝統的な考え方の背後にある価値観からの離脱を示しているので、契約網における各々の権利義務を適切に描き出すことは、一般的な解釈上の方法を通じて行われることがほぼ皆無であることからしても、概ね正当化できないと結論づける⁶⁶⁾。

2 モジュール契約の法理論

(1) 既存の法制度による分析

(a) 結合契約および関連契約

BGBには、消費者保護に関連する規律として、結合契約 (BGB358条以下参照) または関連契約 (BGB360条参照) があり、複数の、形式的には別個のモジュール契約を法的に処理するための道具となり得る。これらの規律はそれぞれの契約間にある密接な経済的な関係という考え方に依拠しているが (BGB358条3項)、このような結合契約または関連契約の規定に定める限定的・客観的な規律内容は、モジュール契約への転用の妨げとなっている⁶⁷⁾。

結合契約に関する BGB358条1項および2項の規律は、もっぱら、物の給付または役務給付の提供を目的とする契約が、この契約の融資のために用いられる信用契約と結合している場合にのみ関わるものであって、その他の契約結合が認められる場面には関係しない。BGB358条3項2文は、通常であれば、消費者に相対する契約上の相手方が、自らの契約を仲介する際に、まさに消費者に相対する別の契約上の相手方の金銭的支援を得るという経済的な一体性の存在を必要とするからである⁶⁸⁾。

関連契約に関する BGB360条もモジュール契約について有効なものとはなっていない。BGB360条1項の文言によれば、BGB358条以下に定める融資関係を越えるものであっても認められる。しかしながら、関連契約が認められるための要件

66) *Maultzsch / Czarnecki*, aa.O., S. 840 f.

67) *Maultzsch / Czarnecki*, aa.O., S. 843.

68) *Maultzsch / Czarnecki*, aa.O., S. 843 f.

は、BGB360条2項1文によれば、複数の事業者が消費者に対し、事業者間で行われた内部的な（枠組）合意に依拠した給付を提供するという点である。モジュール契約の場合には、典型的にはこのような要件を欠いている。なぜなら、複数の給付提供者は、たしかにそれぞれ仲介者と契約上の関係にあるが、給付提供者同士が互いに契約上の関係にあるわけではないからである⁶⁹⁾。

(b) 法律行為の一体性

結合契約や関連契約のような特に消費者保護のために設けられた規律を超えて、複数の契約関係をひとつにまとめることを可能とする法律行為の一体性に関わる制度は、BGB139条に定める一部無効の規定に組み込まれている⁷⁰⁾。これらの規定の文言は、法律行為の一部または複数の契約のうちの1つの契約の無効が法律行為全体に及ぼすことのみに関するにすぎないが、これらの場合には、法律行為の一体性が形式的・客観的な基準ではなく、もっぱら、その法的な関係の運命を统一的に定める当事者の意思に従って定められるのであって、その結果、法律行為の一体性も、実体的な法律行為の一体性を徹底して構築することができる⁷¹⁾。このような基準は、通説によれば、互いに結合されるべき合意が、同一当事者間ではなく、異なる利害関係者との間で成立していたときでさえも妥当する。したがって、モジュール契約の場合においても、法律行為の一体性という制度には意義がある⁷²⁾。このとき、一方の契約の無効を他方の契約に拡大することで足りるのは、他方の契約の当事者に一体性の意思 (Einheitlichkeitswille) を認めることができる

69) *Maultzsch / Czarniecki*, a.a.O., S. 844.

70) PECL 15:103 条および DCFR 11-1:108条においてこれに類する規定がみられる。

71) *Maultzsch / Czarniecki*, a.a.O., S. 844.

72) 改正フランス民法1186条2項には、経済的に互いに結合した契約の効力の結合という独立した規定が定められており（いわゆる *caducité*）、フランス民法1186条3項によれば、それ自体としては各々の契約の相手方の一体性の意思に基づいている。なお、フランス民法1186条をめぐる昨今の動きについては、渡邊貴「フランスにおける相互依存的契約論の新たな展開」法學政治学論究124号（2020年）315頁以下、特に333頁以下、同「複合契約の解除における契約締結目的の『認識』」法學政治学論究126号（2020年）305頁以下。

ときであり、一体性の意思の存在が、逆に、一方の、少なくとも無効な契約の当事者にも妥当するかどうかとは無関係である。一体性の意思は、通例であれば、全方面から肯定されるか否定されるかのいずれかであって、その結果、多数当事者間の場合においてその可否を判断するための具体的な基準にきわめて重要な意義が認められる⁷³⁾。

したがって、効力の結びつきが認められる決定的な基準として、それぞれの給付提供者が、顧客の一体性の意思を生じさせ、特に第三者による共通の、かつ経済的に相互に関連する仲介に反映されているという事実を認識していることであ

73) BGH 8. 7. 2009 – VIII ZR 327/08, NJW 2009, 3295は、リース業者が医者に対して未払いのリース代金の支払を求めるというものであった。当事者は、デジタルテレビ・マルチメディア受信施設に関するリース契約を締結し、医者がこれを自身の診療所の待合室に設置していた。医者は事前にテレビ業者との間で広告契約を締結していた。その契約では、当該テレビ業者は、医者に対し、受信施設のリース代金とほぼ同額に達し、医者が対抗策として広告業者が責任を負うプログラムの放映を認める程度で、月々の総額の支払を約束していた。リース契約も広告業者との契約も、全体の取引の費用中立性を強調されて、同一の人物によって医者に仲介された。その後、テレビ業者の財産について破産手続が開始された。その結果として、当該テレビ業者は、プログラムの放映および医者に対する支払を停止し、そのため、医者は自らリース業者に対する引き続きの支払を拒絶した。BGHは、破産手続の開始により消滅した広告契約とリース契約との間の事業の一体性を肯定し、そのため、医師の賃貸人に対する支払義務が原則として消滅するとした。ここでの決定的な基準は、賃貸人が仲介者による取引全体の対応する広告を認識していたことである。したがって、賃貸人は、医師のリース契約締結の申し出を「リース契約がその一部を構成する全体的な取引が、契約期間中に（広告会社）が支払う補助金の一時金によって左右されるように理解していたとしか考えられない」としている。

他方、BGH 30. 3. 2011 – VIII ZR 94/10, NJW 2011, 2874では、原告は、自動車販売店の仲介のもとで、被告であるリース業者との間で自動車のリース契約を締結するとともに、第三者との間で、少なくとも3人の新規顧客に宣伝するための反対給付として、〔当該第三者が〕毎月「広告費用補助金」を支払う旨の広告契約を締結した。このとき、自動車販売店は、同様に、2つの法律行為の費用中立性を原告に対して強調していた。原告が新規顧客への宣伝をしたにもかかわらず、第三者が毎月の補助金の支払を停止した後で、BGB139条に基づいて広告契約の場合によっては起り得る良俗違反が、被告とのリース契約にも及び、その結果、原告がリース契約に基づく債務を免れるかどうかの問題となった。そのような良俗違反は、広告契約が雪だるまシステム (Schneeballsystem) の一部を構成していたので、考慮された。しかしながら、BGHは、リース契約と広告契約との間の法律行為の一体性を認めることをしなかった。そこでは、BGHは、過去の判決で展開された、経済的に関連する契約が単一の仲介によってなされていることをそれぞれの契約当事者が認識していたという基準を示した。しかし、この事案では、リース業者は広告契約の締結を知らず、その結果、ユーザが意図していた法律行為全体の費用中立性を認識していなかったとして、単一の法律行為であることを認めなかった。

る。この点は、モジュール契約に置き換えると、仲介プラットフォームによる個々のモジュールの均一化された市場の場合には、仲介者が個々の給費提供者による商品 (Angebote) を必ずしも純粋に別個に売りさばくのではなく、できる限り第三者の商品と組み合わせて、顧客からみて経済的に関連する「モジュールパッケージ」に結びつけることを、個々の給付提供者が認識していたかが重要であることを意味するのであって、ある契約モジュールの無効は、法律行為の一体性の原則に従って他のモジュールに波及する可能性がある⁷⁴⁾。

(c) 行為基礎の障害

さらに、原則的に別個であるはずの複数の契約が結びつく場面として考えることができるのは、場合によっては起こり得る1つの契約における無効 (Wirksamkeitsmängel) や給付障害が、他の契約からみて行為基礎の障害または喪失となる場合である。

契約網については、ドイツ法では行為基礎という道具が、これまで特にファイナンス・リースにおける給付障害に対処するために役立てられてきた。例えば、リース目的物の契約不適合が、典型的な譲渡型のリースでは、ユーザに対し、サプライヤーに対する供給契約について解除権を行使し、それからBGB313条3項1文によりリース契約を解除することを認めている。もっとも、このとき、異なる契約間の行為基礎関係は、結合に関連する一方の契約当事者の利益を他方の契約当事者が認識可能であり、かつ、前者の契約当事者にとって契約の改訂にとどまることを期待できないことを前提としている (BGB313条1項)。この場合に、契約当事者は、最初の時点で自らの領域に起因するリスクのみを負担する必要があるにすぎない。したがって、契約上の義務プログラムまたは複数の債務関係の分裂によってあらかじめ指示された特定の給付を考慮した利用リスクの配分は、行為基礎の関係を安易に認めてこれを平均化するのは必ずしも簡単なことではない⁷⁵⁾。

74) *Maultzsch / Czarnecki*, a.a.O., S. 847.

75) *Maultzsch / Czarnecki*, a.a.O., S. 847 f.

したがって、異なる当事者間に存在する契約関係において、行為基礎の制度が早急に導入されてはならないものの、特に Grundmann が契約ネットワークにおける障害が生じた場合の重要な解決メカニズムのひとつとしてこの制度を理解している⁷⁶⁾。Grundmann は、私的自治を志向する法的思考にとって相対性の原則が重要な意義を有するにもかかわらず、私的自治を背景としても「貫徹」がまさに必要であるように思われるのは、契約関係の法的な関連性があらゆる当事者の目的追求にふさわしく、かつ、そのような目的追求が十分にそれぞれの契約において明らかにされている場合であると主張する。Maultzsch / Czarnecki によれば、このような基本となる前提は、モジュール関係においても充足していることが多いとする⁷⁷⁾。というのも、モジュール契約は、顧客からみて、その者にとって経済的に関連するパッケージを構成するだけでなく、モジュール契約が、仲介者、一典型的には一、給付提供者を知っていることをもって、さらにその経済的な利益のために、純粋な個別契約と比べて付加価値のあるものとして市場に出されるからである。このとき、個々の給付への魅力は、他のモジュールと結合することによって高められ、顧客が契約締結に傾く可能性は、場合によっては著しく高まる。さらに、個々の給付提供者は、たとえそれぞれ別の提供者の領域から障害が直接に影響を及ぼすとしても、また、このような事例のためになんらかのリスク防止は、通常であれば、顧客より低い費用をもって可能である。顧客にとって取得された様々な給付をひとつの機能的な利用の一体性に結びつける関係が重要なのではなく、むしろ、その結びつきを緩めることによって達成される市場型の販売方法が重要だからである。それぞれの給付提供者は、モジュール販売に組み込まれることで給付構造全体における障害を考慮し、顧客と比べれば、必ずしも「より安価な費用回避者 (cheaper cost avoider)」ではなく、少なくとも「より安価な保険者 (cheaper insurer)」であると考えられる。このような観点から、たしかに、モジュール商品の場合には、個々の給付提供者は、BGB651a 条以下に定め

76) Stefan Grundmann, Die Dogmatik der Vertragsnetze, AcP 207 (2007), 718 (741 ff.).

77) Maultzsch / Czarnecki, aa.O., S. 849.

る純粋なパッケージ商品とは異なり、特別な利点を経済的に利用することが可能であるが、個々のモジュールにおいて障害が生じた場合には、個々の給付提供者が有する、顧客と比べて優れたリスク防止可能性に基づいて、行為基礎の制度による保険的な方法と結びついている場合に可能であるとする。したがって、少なくとも、個々のモジュールにおける提供者が、それぞれの商品がモジュールモデルの枠組みにおいて販売されていることを認識していた場合には、給付提供者に不利となるようなリスク配分を行為基礎の制度に立ち戻ることによって認めるための十分な理由が認められるとしている⁷⁸⁾。

(2) 小括

モジュール契約の構造分析によって、少なくとも *Maultzsch / Czarnecki* の見解では、債務関係の相対性の原則からの根本的な離反を求めるものではなく⁷⁹⁾、法律行為の一体性 (BGB139条) と行為基礎の障害 (BGB313条) を抛り所として、個々の契約関係との間の法的な「貫徹」は基本的に正当化されるという。すなわち、それぞれの給付提供者が、モジュールシステムの中でそれぞれの給付の提供を「認識」していることである。

そして、純粋に相対的なものとして方向づけられた契約思考を突破することが、それぞれの当事者合意に位置づけられ、給付提供者が、通常であれば、何らかの障害リスクに対して、個別の顧客より適切に対策を講じることができる、特に給付提供者が、単なる個別契約の締結と比べて、典型的には、モジュール販売から経済的にも利益を得ることができるという考え方が生じると捉える。そして、行為基礎という柔軟な規律に立ち戻ることは、通常であれば、法律行為の一体性という考え方に従って無効を拡張するよりは適切であるとする。

以上のような方法で、特にモジュール契約にとって重要となる「分裂した」契約締結または撤回という問題状況、または、1つの契約モジュールにおける給付

78) *Maultzsch / Czarnecki*, a.a.O., S. 849.

79) *Maultzsch / Czarnecki*, a.a.O., S. 857.

障害を他のモジュールに及ぼす影響を適切に克服することができる。他方、顧客は、もっぱらモジュール給付の調整に契約不適合があることから生じる障害の場合には、個々の給付提供者に対してではなく、仲介者に対してのみ請求権を有すると結論づけている⁸⁰⁾。

四 おわりに

本稿では、近年のドイツ旅行法改正により新設されたBGB651w条に限定してその内容を紹介するとともに、複合契約とも考えられ得るモジュール契約の法理論について検討してきた。以下の二点について指摘することができる。まず、BGB651a条に定める旅行契約の内容を詳細に定めており、EU指令の国内法化により新設されたBGB651w条は、旅行サービスの取引をめぐるオンライン化に伴い、その法規制の変化にあわせて規定されたものであり、仲介者の責任として定められた内容はわずかではあるものの、旅行者の保護に寄与するものといえるだろう。次に、モジュール契約の法理論については、結局のところ既存の法制度で解決可能であるとする、その結論自体にはやや疑問があるものの、複合契約で問題とされる新たな局面を照らし出すものとして肯定的に捉えることができる。旅行サービスに関する取引のみならず、とりわけ近年、わが国ではオンラインプラットフォーム事業者が介在する（消費者）取引について議論が進んでおり、その中でもオンラインプラットフォーム事業者の責任についてどの程度まで責任が課されるかが議論されている⁸¹⁾。こうした取引もまた複合取引の一場面として捉えて、その責任の内容を明らかにする作業が求められる。今後の課題としたい。

80) *Maultzsch / Czarnecki*, aa.O., S. 858.

81) 2021（令和3）年5月10日に成立した「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」（令和3年法律第32号）では、取引デジタルプラットフォーム提供者には、その提供する「場」において通信販売取引の適正化や紛争解決の促進に協力すべきことが求められている。同法について、榎本英之「『取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律』の概要」現代消費者法52号（2021年）79頁以下を参照した。

〔関連条文（試訳⁸²⁾〕

【BGB139条】 一部無効

法律行為の一部が無効である場合において、無効の部分を除いても法律行為を行うことができるであろうことが推認されないときは、法律行為全体を無効とする。

【BGB313条】 行為基礎の障害

- (1) 契約の基礎となった事情が、契約締結後に重大な変更を生じ、契約当事者がこの変更を予見したとすれば、契約を締結しなかったか、又は別の内容の契約を締結したであろうときは、個別的事例の全ての事情、特に契約上及び法律上の危険の分配を斟酌した上、変更されない契約に拘束することが一方の当事者に対して期待することができない限りにおいて、契約の変更を請求することができるものとする。
- (2) 契約の基礎となった基本的観念が誤りであることが明らかになったときは、事情の変更と同等とする。
- (3) 契約の変更が可能でないか、又は一方の当事者にとって期待可能でないときは、不利益を受ける当事者は、契約を解除することができる。継続的債務関係については、契約の解約告知の権利が契約解除権に代わるものとする。

【BGB358条】 撤回される契約と結合した契約

- (1) 消費者が事業者による物品の引渡し又はその他の給付の提供に関する契約の

82) 訳出にあたっては、山口和人『ドイツ民法Ⅰ（総則）』（国立国会図書館調査及び立法考査局、2015年）、同『ドイツ民法Ⅱ（債務関係法）』（国立国会図書館調査及び立法考査局、2015年）の他、高橋・前掲注9「新EUバック旅行指令第2015/2302の条文」、同「新EUバック旅行指令の考慮理由」広法39巻4号（2016年）64頁以下および同「第4款 バック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介 ドイツ民法第651a条～第651y条」広法43巻3号（2020年）164頁以下を参照した。なお、EU指令の訳出については原則として英文を優先して訳出するようにした。

締結を目的とする意思表示を有効に撤回したときは、消費者はその契約と結合した消費貸借契約の締結を目的とする意思表示にも拘束されない。

- (2) 消費者がBGB495条1項又はBGB514条2項1文に基づいて消費貸借契約の締結を目的とする意思表示を有効に撤回したときは、消費者はその消費貸借契約と結合した物品の引渡し又はその他の給付の提供に関する契約の締結を目的とする意思表示にも拘束されない。
- (3) 物品の引渡し又はその他の給付の提供に関する契約と消費貸借契約が本条1項又は2項に従って結合しているのは、貸金の全部又は一部が別の契約の融資に用いられ、かつ両契約が経済的一体性を形成するときである。特に、事業者自身が消費者の反対給付のために融資をするとき、又は第三者による融資がなされている場合において貸主が消費貸借契約の準備若しくは締結に際して事業者の協力を得るときは、経済的一体性が認められる。融資による不動産又は不動産に相当する権利の取得においては、貸主自身が当該不動産若しくは不動産に相当する権利を調達するとき、又は貸主が貸金を利用させるという立場を超えて事業者の協力によって当該不動産若しくは不動産に相当する権利の取得を促し、事業者の譲渡益の全部若しくは一部を自らのものとし、プロジェクトの企画、宣伝若しくは実行において譲渡人の役割を引き受け、若しくは譲渡人を一方的に有利に扱う場合に限り、経済的一体性が認められる。
- (4) 結合契約の清算には、販売形式とは関係なく BGB355条3項が準用され、結合契約の態様に応じてBGB357条からBGB357b条までの規定が準用される。結合契約が有体の記録媒体によらずに供給されるデジタル・コンテンツの供給に関する契約であり、かつ、事業者がBGB312f条に従って契約の複写物又は確認書を消費者に交付していたときは、消費者は、BGB357条9項と異なり、BGB356条5項2文及び3文に定める要件の下で、撤回までに供給されたデジタル・コンテンツについて価額賠償をするものとする。結合契約が、通信取引又は営業所で締結された割賦供給契約であるときは、BGB355条3項に加えてBGB357条も準用される。その他の結合割賦供給契約にはBGB355条3項及びBGB357c条

が準用される。ただし、本条1項の場合において、消費者に対する消費貸借契約の清算に基づく利息及び費用の支払請求権は除外される。撤回の効力が生じた時に貸金が事業者に支払われていたときは、貸主は、撤回の効果について、消費者との関係において結合契約から生ずる事業者の権利及び義務に加わる。

- (5) 本条2項及び4項は金融商品の取得の融資に用いられる消費貸借契約には適用されない。

【BGB360条】 関連契約

- (1) 消費者がある契約の締結を目的とする意思表示を有効に撤回し、かつ結合契約の要件が充足されないときは、消費者はその契約と関連する契約の締結を目的とする意思表示にも拘束されない。関連契約の清算には、BGB358条4項1文から3文までの規定が準用される。消費者が一時的居住権契約又は長期用休暇商品に関する契約を撤回するときは、消費者は、関連契約についていかなる費用も負わない。BGB357b条1項2文及び3文は準用される。
- (2) 関連契約は、これが撤回される契約との関連性を示し、かつ第三者と撤回される契約の事業者との間の取り決めに基づき同一の事業者又は第三者により提供される給付に関係するときは、認められる。事業者が消費者に提供する貸金が、専ら撤回される契約の融資に用いられ、かつ撤回される契約に基づく事業者による給付が消費貸借契約に正確に表示されているときにおいても、当該消費貸借契約は関連契約である。

【BGB651a条】 パック旅行契約における典型的な契約上の義務

- (1) 事業者（旅行主催者）は、パック旅行契約によって、旅行者にパック旅行を提供する義務を負う。旅行者は、旅行主催者に約定の旅行代金を支払う義務を負う。
- (2) パック旅行は、同一の旅行を目的とした少なくとも2つの異なる旅行給付の全体である。次の各号に掲げるいずれかに該当する場合にも、パック旅行が認

められる。

1. 契約に含まれる旅行給付が、旅行者の希望により又は旅行者の選択に応じて組み合わされた場合
 2. 旅行主催者が、契約締結後に旅行主催者の商品から旅行給付を選択する権利を契約において旅行者に認める場合
- (3) 本法における旅行給付は、以下の各号に掲げるものをいう。
1. 旅客運送
 2. 宿泊（居住目的の場合を除く）
 3. 以下に掲げるものの賃貸
 - a) 2017年3月23日付の規則（BGBl. I S. 522）第7条によって最後に改正された、2011年2月3日付の車両認可規則（BGBl. I S.126）第3条第1項による4輪自動車
 - b) 2017年5月18日付の規則（BGBl. I S.1282）第4条によって最後に改正された、2010年12月13日の運転許可規則（BGBl. I S.1980）第6条第1項による運転許可クラスAのオートバイ
 4. 第1号から第3号までに定める旅行給付ではない観光旅行的給付性質上、他の旅行給付の要素である旅行給付は、第1文に定める旅行給付とはみなされない。
- (4) 第3項第1文第1号から第3号までに定める1つの旅行給付のみが、第3項第1文第4号に定める1つ又は複数の観光旅行的給付と組み合わせられ、かつ、観光旅行的給付が以下の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、パック旅行は認められない。
1. 組合せの価値全体の重要な割合を占めておらず、かつ、組合せの重要な特徴を示すものでもそのようなものとして申し込まれるものでもない場合
 2. 第3項第1文第1号から第3号までに定める旅行給付の提供の開始後に選択され、かつ、合意される場合
観光旅行的給付は、組合せの価値全体の25%未満に割り当てられていると

きは、第1文第1号に定める組合せの価値全体の重要な割合を占めていない。
(5) パック旅行契約の規定は、以下の各号に掲げるいずれかに該当する旅行に関する契約には適用されない。

1. 不定期に、営利を目的としておらず、かつ、限られた人たちにのみ提供される旅行に関する契約
2. 所要時間が24時間未満であり、宿泊を含まず（日帰り旅行）、かつ、その旅行代金が500ユーロを超えない旅行に関する契約
3. 事業目的のために事業者である旅行者との出張旅行の手配 Organisation のための枠組契約に基づいて締結される旅行に関する契約

【BGB651b 条】 仲介との違い

(1) BGB651v 条及び BGB651w 条を除いて、旅行給付の仲介には一般規定が適用される。ただし、事業者は、同一の旅行を目的として少なくとも2つの異なる旅行給付が旅行者に提供される時、かつ、以下の各号に掲げるいずれかの場合に該当するときは、すべての、又は個々の旅行給付を実行する者（給付提供者）との契約のみを仲介していることに依拠することはできない。

1. 旅行者が、支払義務を負う前に、同一の予約手続（Buchungsvorgang）の枠内で事業者の1つの販売所で旅行給付を選択する場合
2. 事業者が、代金総額で旅行給付を提供し、手配する（verschaffen）ことを約し、若しくは代金を請求する場合
3. 事業者が、「パック旅行」という名称若しくは類似の名称で旅行給付を申し込み、又は、この方法で旅行給付を手配することを約する場合

前文の場合において、事業者は旅行主催者である。旅行者が、自らの旅行希望について質問を受け、かつ、旅行商品について助言を受けたにすぎないときは、本条2文1号に定める予約手続はまだ開始していない。

(2) 本法における販売所は、以下の各号に掲げるものをいう。

1. 固定式の営業所及び可動式の営業所

2. 電子商取引のためのウェブサイト及び類似のオンライン取引プラットフォーム (Online-Verkaufsplattformen)

3. 電話サービス

本条 1 文 2 号に定める複数のウェブサイト及び類似のオンライン取引プラットフォームにおいて統一的な外観 (Anschein eines einheitlichen Auftritts) が施されているときは、それらは販売所である。

【BGB651c 条】 リンクによるオンライン予約手続

(1) オンライン予約手続によって旅行者と旅行給付に関する契約を締結し、又は、同一の方法で旅行給付に関する契約を旅行者に仲介した事業者は、以下の各号に掲げる場合には、旅行主催者とみなす。

1. その事業者が他の事業者のオンライン予約手続にアクセスできるようにすることによって、同一の旅行を目的として少なくとも他の旅行給付に関する契約を旅行者に仲介する場合

2. その事業者が旅行者の氏名、支払データ及び電子メールアドレスを他の事業者に転送する場合

3. 最初の旅行給付に関する契約締結を確認してから24時間以内に他の契約が締結される場合

(2) 第 1 項により、他の旅行給付に関する契約、又は、少なくとも他の旅行給付に関する複数の契約が成立するときは、BGB651a 条 4 項を除いて、旅行者によって締結される契約は BGB651a 条 1 項に定めるパック旅行契約とみなす。

(3) BGB651a 条 5 項 2 号は、旅行代金の金額にかかわらず適用される。

【BGB651v 条】 旅行仲介

(1) 旅行者のためにパッケージ旅行契約を仲介する事業者 (旅行仲介者) は、EGBGB250 条 § 1 から § 3 までに定める旅行者に情報を提供する義務がある。旅行仲介者は、BGB651d 条 1 項 11 文に定める旅行主催者の義務も負う。旅行仲介

者は、旅行者に対して、自らの情報提供義務の履行について証明責任を負う。

- (2) BGB651t 条 2 号は、旅行仲介者による旅行代金の受領について準用する。旅行仲介者は、EGGB250 条 § 6 の要件に従い、旅行者に契約書の写し若しくは確認書を提供したとき、又は旅行主催者に属するその他の事情が、旅行仲介者が旅行主催者に代わりパッケージ旅行契約の仲介を委託されているときは、旅行主催者から旅行代金を受領する権限があるとみなす。旅行仲介者による代金の受領が、旅行者に対して強調された形で除外されているときは、この限りではない。
- (3) 契約締結時に、旅行主催者が欧州連合の加盟国又は欧州経済地域に関する協定の締約国に住所を有していないときは、旅行主催者がこれらの規定に基づく義務を果たしていることを証明しない限り、旅行仲介者は BGB651i 条から BGB651t 条までに定める旅行主催者の義務を負う。
- (4) 旅行仲介者は、旅行給付の提供に関する契約不適合の通知その他旅行者の申告を受ける権限を旅行主催者から与えられているものとみなす。旅行仲介者は、旅行者がこのような申告をした場合、遅滞なく旅行主催者に情報を提供しなければならない。

【BGB651w 条】 リンクされた旅行給付の仲介

- (1) 事業者は、パック旅行ではない同一の旅行を目的として、事業者が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合には、リンクされた旅行給付の仲介者 (Vermittler) となる。
1. 自己の販売所への 1 回の訪問又は自己の販売所との 1 回の連絡に際して、少なくとも 2 種類の異なる旅行給付に関する他の事業者との契約を旅行者のために仲介し、かつ、旅行者がこれらの給付を別個に選択し、かつ、
 - a) 別個に支払い、又は
 - b) 各給付について別個に支払義務を負う場合
 2. 自らが、旅行給付に関する契約を旅行者との間で締結し、又は、その契約

リンクされた旅行給付の仲介者の責任とモジュール契約 (Bausteinverträge)

を旅行者に仲介し、目的にあわせた方法で (in gezielter Weise) 他の事業者との間で異なる種類の旅行給付に関して少なくとも1つの契約を締結し、かつ、最初の旅行給付に関する契約締結を確認してから遅くとも24時間以内に次の契約が締結されている場合

特に、事業者が旅行者を単に他の事業者と接触させるだけの場合には、前文2号に定める目的にあわせた方法での仲介に当たらない。その他の点については、BGB651a条4項1文1号、2文並びにBGB651a条5項1号及び3号は、前文に準用される。BGB651a条5項2号は、旅行代金の金額にかかわらず、準用されるものとする。

(2) リンクされた旅行給付の仲介者は、EGBGB251条に基づいて旅行者に情報を提供する義務がある。

(3) リンクされた旅行給付の仲介者は、旅行者から旅行給付に対する代金を受領したときは、リンクされた旅行給付の仲介者自身によって旅行給付が提供される場合又は本条1項1文に定める他の事業者の代金債権がまだ履行されていない場合で、リンクによる旅行給付の仲介者の支払不能時に以下の各号のいずれかに該当する場合は、代金が旅行者に払い戻されることを確保しなければならない。

1. 旅行給付が提供されていない場合

2. 旅行者が、提供された旅行給付に関して、代金を受領していない本条1項1文に定める他の事業者からの支払要求に応じる場合

リンクされた旅行給付の仲介者が自ら旅行者の運送義務を負っている場合には、約定の復路の運送及び復路の運送時までの宿泊先を確保しなければならない。支払不能は、リンクされた旅行給付の仲介者の財産に関する破産手続の開始及び資金不足を理由とする当該手続の開始申請の却下に相当する。BGB651r条2項から4項まで、BGB651s条及びBGB651t条が準用される。

(4) リンクされた旅行給付の仲介者が本条2項及び本条3項に定める義務を果たさない場合には、BGB312条7項2文、BGB651e条、BGB651h条からBGB651q

条まで及びBGB651v条4項は、当該仲介者と旅行者との間の法律関係に準用される。

- (5) 本条1項に定める仲介の結果、旅行者との間に1つ以上の旅行給付の契約が成立した場合には、各事業者は、リンクされた旅行給付の仲介者に契約締結の状況について情報を提供しなければならない。前文に定める義務は、リンクされた旅行給付の仲介者が他の事業者の代理人として契約を締結した場合には、適用されない。

【EGBGB251条】 リンクされた旅行給付の仲介における情報提供義務

§1 情報提供の方式及び時期

旅行者が、その成立がリンクされた旅行給付の仲介が行われたことを生じさせる旅行給付に関する契約について意思表示をする前に、BGB651w条2項に定める旅行者による情報提供が行われなければならない。情報は、明確に、わかりやすくかつ強調された方法で提供されなければならない。

§2 旅行者による情報提供のための定型書式

旅行者には添付資料14から17に記載されているひな型に従って正確に記入された定型書式が提供されるものとする。さらに、

1. リンクされた旅行給付の仲介者が、旅行者が復路運送を含む運送契約を締結した運送人である場合において：
 - (a) BGB651w条1項1文1号に定める仲介が行われるときは、添付資料14のひな型に準拠した書式
 - (b) BGB651w条1項1文2号に定める仲介が行われるときは、添付資料15のひな型に準拠した定型書式
2. リンクされた旅行給付の仲介者が、旅行者が復路運送を含む運送契約を締結した運送人ではない場合において、
 - (a) BGB651w条1項1文1号に定める仲介が行われるときは、添付資料16のひな型に準拠した書式

(b) BGB651w 条 1 項 1 文 2 号に定める仲介が行われるときは、添付資料17のひな型に準拠した書式

前文 1 号及び前文 2 号 (b) に定める場合においてリンクされた旅行給付の仲介が、旅行者とリンクされた旅行給付の仲介者が同時に物理的に存在する状態で行われるときは、リンクされた旅行給付の仲介者は、第 1 文とは異なり、仲介する状況に適合した方法で関係する書式に含まれる情報を提供しなければならない。リンクされた旅行給付の仲介が、旅行者とリンクされた旅行給付の仲介者が同時に物理的に存在する場合でもオンラインでも行われなくても同様とする。

【EU 指令 3 条】 定義

この指令の適用については、次の定義を適用する。

- (1) 「旅行サービス」は、以下に掲げるものをいう
 - (a) 旅客運送
 - (b) 旅客運送に本質的には含まれておらず、居住目的ではない宿泊施設
 - (c) 自動車、欧州議会及び理事会指令2007/46/EC 第 3 条 (11) の意味におけるその他の自動車、又は欧州議会及び理事会指令2006/126/EC 第 4 条 (3) (c) に従ってカテゴリー A の運転免許証を必要とするモーターサイクルのレンタル
 - (d) (a)、(b) 又は (c) の意味における旅行サービスの本質的には含まれていないその他の観光サービス。
- (2) 「パッケージ」とは、以下に掲げるいずれかに該当する場合において、同一の旅行又は休日を目的とした少なくとも 2 種類の異なる旅行サービスの組合せをいう。
 - (a) これらのサービスが、すべてのサービスに関する単一の契約が締結される前に、旅行者の要求又は選択に応じることを含めて、1 人の事業者によって組み合わせられている場合
 - (b) 個々の旅行サービス提供者との間で個別の契約が締結されているか否かに

かわらず、これらのサービスが以下に掲げるいずれかに該当する場合。

- (i) 単一の販売所から購入され、旅行者が支払に同意する前にこれらのサービスが選択されていた場合
- (ii) 包括的又は総合的な価格で提供、販売または請求されている場合
- (iii) 「パッケージ」という用語又はこれに類する用語で宣伝され、又は販売されている場合
- (iv) 事業者が旅行者に異なる種類の旅行サービスの中から選択する権利を与える契約の締結後に組み合わせられる場合
- (v) リンクによるオンライン予約プロセスを通じて別々の事業者から購入されたもので、旅行者の名前、支払内容の詳細及び電子メールアドレスが最初の契約が締結された事業者から別の事業者に送信され、最初の旅行サービスの予約確認後、遅くとも24時間以内に後者の事業者との契約が締結されるもの

第1項 (a)、(b) 又は (c) に定める1種類の旅行サービスと第1項 (d) に定める1つまたは複数の観光サービスが組み合わせられた旅行サービスの組合せは、以下に掲げるいずれかに該当する場合、パッケージではない。

- (a) 組合せの価値の重要な割合を占めておらず、組合せの重要な特徴として宣伝されておらず、その他の点においても組合せの重要な特徴を示していない場合
- (b) 第1号 (a)、(b) 又は (c) に定める旅行サービスが履行された後にのみ選択され、かつ購入される場合

〔(3) および (4) 省略〕

- (5) 「リンクによる旅行の手配 linked travel arrangement」とは、同一の旅行又は休日をも目的として購入された少なくとも2つの異なる種類の旅行サービスであり、パック旅行を構成することなく、結果として個々の旅行サービス提供者と別個の契約を締結するもので、ある事業者が以下に掲げるいずれかをすすめる場合をいう。

- (a) 事業者の販売所との1回の訪問又は1回の接触により旅行者によって各旅行サービスを別々に選択し、別々に支払うこと
- (b) 目的にあわせた方法で (in a targeted manner)、最初の旅行サービスの予約確認後、遅くとも24時間以内に他の事業者との契約が締結されるときに、当該他の事業者の少なくとも一つの追加的な旅行給付を取得すること

第1号(a)、(b)又は(c)に定める1つの種類の旅行サービス及び第1号(d)に定める1つ又は複数の旅行サービスが購入される場合において、後者のサービスが、各々のサービスの組合せで生まれる価値の重要な割合を占めておらず、かつ、旅行又は休日の重要な特徴として宣伝されておらず、それ以外の点においても示されていないときは、それらはリンクによる旅行の手配とはならない。

〔(6) 以下省略〕

【EU 指令19条】 リンクによる旅行の手配のための支払不能防止及び情報提供事項

1. 加盟国は、リンクによる旅行手配をすすめる事業者が、リンクによる旅行の手配の一部である旅行サービスが、その事業者の支払不能の結果として提供されない限り、旅行者から受領した支払金全額の払い戻しについて担保を提供することを確保するものとする。当該事業者は、旅客運送について責任を負うときは、当該担保は旅行者の本国への送還も対象とする。第17条(1)第2段落、第17条(2)から(5)まで、及び第18条を準用するものとする。
2. 旅行者がリンクによる旅行の手配の作成につながる契約又はこれに対応する申込みによって拘束される前に、リンクによる旅行の手配をすすめる事業者は、その事業者が加盟国で設立されていないが、何らかの手段で事業者の活動を加盟国に指示している場合を含めて、以下に掲げることを明確に、わかりやすくかつ強調された方法で述べるものとする。
 - (a) 旅行者が本指令に基づいてバック旅行に排他的に適用される権利の利益を受けず、かつ、各旅行給付提供者が自らの給付の契約に適合した履行についてのみ責任を負うこと

(b) 旅行者が第1項に従った支払不能防止の利益を受けること

本段落を遵守するために、リンクによる旅行の手配をすすめる事業者は、附則Ⅱに定める関連する標準書式によって旅行者に当該情報を提供するか、又は、リンクによる旅行の手配が当該附則に定める書式のいずれにも該当しない場合には、そこに含まれる情報を提供するものとする。

3. リンクによる旅行の手配をすすめる事業者が、本条第1項及び第2項に定める要求事項を遵守しないときは、リンクによる旅行の手配に含まれる旅行に関して、第9条、第12条及び第4章に定める権利及び義務が適用されるものとする。
4. リンクによる旅行の手配が、旅行者とリンクによる旅行の手配をすすめることのない事業者との間の契約締結の結果であるときは、その事業者は、リンクによる旅行の手配をすすめる事業者に、当該契約の締結について通知するものとする。